

「三朝町建設工事における予定価格等の設定に関する要綱」の一部改正について

1 改正内容

最低制限価格の設定範囲及び算出係数の引き上げ

改正後	現 行
<p>【最低制限価格の設定範囲】</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>10分の9から10分の7まで</u> <p>【最低制限価格の算出係数】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費×10分の9.5・ 共通仮設費×10分の9・ 現場管理費×<u>10分の8</u>・ 一般管理費等×<u>10分の5.5</u> <p>上記の合計額×1.05</p>	<p>【最低制限価格の設定範囲】</p> <ul style="list-style-type: none">・ <u>10分の8.5から3分の2まで</u> <p>【最低制限価格の算出係数】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 直接工事費×10分の9.5・ 共通仮設費×10分の9・ 現場管理費×<u>10分の6</u>・ 一般管理費等×<u>10分の3</u> <p>上記の合計額×1.05</p>

2 適用時期

平成25年7月12日以降に入札の公告、通知を行う建設工事から適用します。